

重要事項説明書（指定居宅介護支援）

当事業所が提供する指定居宅支援事業の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業所の概要

指定事業者の名称	株式会社ウドフィールド
主たる事業所の所在地	静岡市葵区与一二丁目 7 番 14 号
電話番号	054-291-6386
法人の種別及び名称	株式会社 ウドフィールド
代表者職	代表取締役
代表者氏名	木 原 和 子

事業所の名称	ケアプランサービスきはら
事業所の所在地	静岡市葵区与一二丁目 7-14
事業所の電話番号	054-291-6386
介護保険事業所番号	2274206255
管理者氏名	木 原 陽 子
指定年月日 (指定更新年月日)	平成25年4月1日 (平成31(2019)年4月1日)
特定事業所	加算 II
交通の便	路線バス 美和大谷線 秋山町下車・安倍線 御新田下車
通常の事業の実施地域	旧静岡市(但し、梅が島、大河内、井川、清沢、大川、玉川地区を除く)

2 事業所の職員の概要

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	社会福祉士	1名(兼務)		1名
介護支援専門員	社会福祉士1名 看護師 1名 介護福祉士4名	1名(兼務) 1名(専従) 3名(専従)	1名(専従)	6名

3 居宅介護支援の提供日時

営 業 日：月曜日～金曜日

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

休業日：土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

(但し、常時連絡できる体制を整えているので、緊急な用件がある場合はいつでも連絡可能です)

4 指定居宅介護支援の運営の方針

- 1) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 4) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5 居宅介護支援の内容

- 1) サービス計画の作成
- 2) 居宅サービス計画の作成後のモニタリング訪問によるサービスの実施状況、利用状況の把握。居宅サービス計画変更等
- 3) サービス事業者等との連絡調整
- 4) 納付管理
- 5) 要介護認定申請代行
- 6) 相談業務
- 7) 必要により介護保険施設の紹介

6 利用料金

- 1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額によるものとします。(この場合、自己負担はありません。)
- 2) 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収するものとします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

①実施地域を超えて片道概ね10キロメートル未満	500円
②実施地域を超えて片道概ね10キロメートル以上	1,000円

※この場合の交通費も実費の範囲内で設定となります。
- 3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いを同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。
- 4) 料金の支払い方法
①料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月5日までに前月分の請求をします

ので、20日以内にお支払い下さい。お支払いただきますと領収書を発行します。

7 居宅介護支援提供に当たっての留意事項について

- 1) 利用者・家族は複数の指定居宅サービス事業者などの紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- 2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- 3) 病院などに入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行、支援などするため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。
- 4) サービスの終了
 - ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
 - ②自動終了
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
 - ・ご利用者が介護保険施設に入院または入所した場合。
 - ・ご利用者の要介護度が要支援1、2及び非該当（自立）と認定された場合。
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合。

5) その他

- ①あなたが提供を受けるサービスについて、いつでも記録等を閲覧することができます。
- ②利用者やご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9 秘密の保持

- ①事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10 苦情処理

あなたは、当事業所の居宅介護支援に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口	担当窓口 木原 陽子 電話番号 (054) 291-6386
市町村	担当窓口 静岡市役所 介護保険課 事業者指導係 電話番号 (054) 221-1088
国民健康保険団体連合会	担当窓口 国民健康保険団体連合会苦情処理係 電話番号 (054) 253-5590

11 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実行性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③虐待防止研修の実施
- ④専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	木原 和子
-------------	-------

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ①感染症医対策委員会の開催
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延防止のための研修の実施
- ④専任担当者の配置

感染症及びまん延防止に関する担当者	木原 和子
-------------------	-------

説明同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書にもとづいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡市葵区与一二丁目 7-14
名 称 ケアプランサービスきはら

説明者 氏 名 _____ 印

私は、この説明書により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。その内容を承諾するとともに、事業所が知り得た個人情報をサービス担当者会議等で使用することに同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印